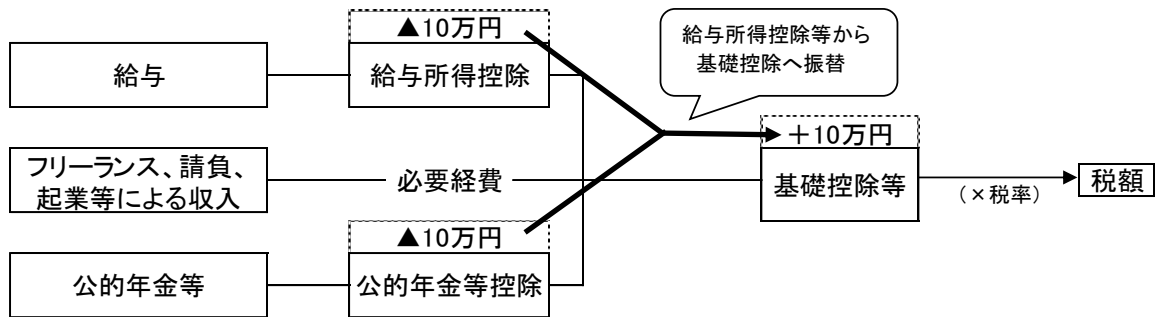


## ～所得税・住民税の税制改正～

令和2年分の年末調整、確定申告及び令和3年度分の住民税申告から改正となる主な事項は、次のとおりです。

### ◆給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替◆

給与所得控除・公的年金等控除の引き下げとともに、基礎控除が同額引き上げられます。



※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

### 【給与所得控除額が変わります】

改正前		改正後	
収入金額	給与所得控除額	収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円	162.5万円以下	55万円
180万円以下	収入金額×40%	180万円以下	収入金額×40%－10万円
360万円以下	収入金額×30%＋18万円	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
660万円以下	収入金額×20%＋54万円	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
1,000万円以下	収入金額×10%＋120万円	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
1,000万円超	220万円	850万円超	195万円

### 【公的年金等控除額が変わります】

受給者の区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額			
		改正前	改正後		
			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
区分なし		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
65歳未満	130万円以下	70万円	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25%＋37.5万円	(A)×25%＋27.5万円	(A)×25%＋17.5万円	(A)×25%＋7.5万円
	410万円超 770万円以下	(A)×15%＋78.5万円	(A)×15%＋68.5万円	(A)×15%＋58.5万円	(A)×15%＋48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%＋155.5万円	(A)×5%＋145.5万円	(A)×5%＋135.5万円	(A)×5%＋125.5万円
	1,000万円超		195.5万円	185.5万円	175.5万円

65歳以上	330万円以下	120万円	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 37.5$ 万円	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円	$(A) \times 25\% + 17.5$ 万円	$(A) \times 25\% + 7.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 78.5$ 万円	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円	$(A) \times 15\% + 58.5$ 万円	$(A) \times 15\% + 48.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 155.5$ 万円	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円	$(A) \times 5\% + 135.5$ 万円	$(A) \times 5\% + 125.5$ 万円
	1,000万円超		195.5万円	185.5万円	175.5万円

【基礎控除の額が変わります】

合計所得金額	基礎控除額			
	所得税		住民税	
	改正前	改正後	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円	48万円	33万円	43万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円		29万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円		15万円
2,500万円超		0円		0円

【所得控除・非課税措置に係る所得要件が変わります】

要件等	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件	合計所得金額 38万円以下 (給与収入の場合 103万円以下)	合計所得金額 48万円以下 (給与収入の場合 103万円以下)
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得要件	合計所得金額 38万円超 123万円以下 (給与収入の場合 103万円超 201.6万円未満)	合計所得金額 48万円超 133万円以下 (給与収入の場合 103万円超 201.6万円未満)
勤労学生の合計所得要件	合計所得金額 65万円以下	合計所得金額 75万円以下
障害者、寡婦、ひとり親、未成年者に対する <b>住民税</b> の非課税措置の合計所得要件	合計所得金額 125万円以下	合計所得金額 135万円以下
家内労働者等の必要経費の特例	65万円	55万円
<b>住民税</b> の均等割の非課税限度額の合計所得金額	1.扶養親族なし：315,000円 2.扶養親族あり：315,000円×(同一生計配偶者+扶養+1)+189,000円	1.扶養親族なし：415,000円 2.扶養親族あり：315,000円×(同一生計配偶者+扶養+1)+289,000円
<b>住民税</b> の所得割の非課税限度額の総所得金額等	1.扶養親族なし：350,000円 2.扶養親族あり：350,000円×(同一生計配偶者+扶養+1)+320,000円	1.扶養親族なし：450,000円 2.扶養親族あり：350,000円×(同一生計配偶者+扶養+1)+420,000円

## 【所得金額調整控除が創設されます】

次の①又は②に該当する場合は、調整控除額を給与所得から控除します。

① 給与収入が 850 万円を超える介護・子育て世帯（次の a～c のいずれかに該当する場合）

- a 本人が特別障害者
- b 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者
- c 23 歳未満の扶養親族を有する者

$$\text{所得金額調整控除} = \{\text{給与等の収入金額(上限 1,000 万円)} - 850 \text{ 万円}\} \times 10\%$$

※年末調整において適用できることとします。

② 給与収入と公的年金等の収入の両方がある人

給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得金額の合計額が 10 万円を超える場合、次により計算した額を給与所得の金額から控除します。

$$\text{所得金額調整控除} = \{\text{給与所得(上限 10 万円)} + \text{公的年金等雑所得(上限 10 万円)}\} - 10 \text{ 万円}$$

※ ①と②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除します。

## 【ひとり親控除が創設されます】

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が 48 万円以下)がいるひとり親について、同一の「ひとり親控除」を適用します。

ひとり親控除、寡婦控除のどちらも、所得制限(合計所得 500 万円以下)が設けられます。また、どちらも事実婚と同様の事情にあると認められる者は対象外となります。

		改正前(寡婦(夫)控除)				改正後						
		配偶関係		死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親
		本人所得		500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円以下	500 万円以下
本人が女性	扶養親族	有	子	35 万円	27 万円	35 万円	27 万円	35 万円	—	35 万円	—	35 万円
			子以外	30 万円	26 万円	30 万円	26 万円	30 万円	—	30 万円	—	30 万円
	無	子	27 万円	27 万円	27 万円	27 万円	27 万円	—	27 万円	—	—	—
		子以外	26 万円	26 万円	26 万円	26 万円	26 万円	—	26 万円	—	—	—
		本人所得		500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円以下	500 万円以下
本人が男性	扶養親族	有	子	27 万円	—	27 万円	—	35 万円	—	35 万円	—	35 万円
			子以外	26 万円	—	26 万円	—	30 万円	—	30 万円	—	30 万円
	無	子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※上段：所得税の控除額

下段：住民税の控除額